

■ゆうちょ投信WEBプレミア会員規定

1 ゆうちょ投信WEBプレミア

ゆうちょ投信WEBプレミア（以下「このサービス」といいます。）は、このサービスの会員（以下「会員」といいます。）に対してパーソナルコンピュータの端末機（以下「パソコン」といいます。）を通じての各種情報、照会サービス及び当行所定の投資信託に係る取引（以下「投資信託取引」といいます。）、並びに電話機を通じての照会サービスを提供し、さらに当行所定の特典を提供する会員制度をいいます。

2 会員

(1) このサービスは、個人で、かつ、次のいずれにも該当する者であって、当行所定の申込書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、第4条に定める取引営業所に郵送することにより提出した者が利用できるものとします。

- ① ゆうちょダイレクトのパソコンによる利用が可能な者（総合口座取引規定により加入の申込みをした振替貯金に係る加入者に限ります。）
- ② 当行所定の投資信託口座等（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第4項に定める投資信託口座（以下「投資信託口座」といいます。）及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条（規定の適用範囲）第1項に定める振替決済口座をいいます。以下同じとします。）の開設を受けた者
- ③ 第14条に定める電子交付に同意した者
- ④ 第15条に定める電子メールアドレスの登録等をした者

(2) 会員は、第4条に定める取引営業所以外の取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）において投資信託取引はできません。また、ゆうちょダイレクト規定に定めるダイレクトサービスのうち投資信託に係る照会サービス及び投資信託取引並びに同規定に定める投資信託テレホンサービスは利用できません。

3 会員資格

- (1) 会員資格は、当行所定の入会手続きが完了した日から有効となります。
- (2) 会員資格は、会員本人のみに付与されるものとします。
- (3) 会員資格の有効期間は、入会手続きが完了した日から1年経過後の応当日の属する月の末日までとします。この有効期間は、有効期間満了日の1か月前までに会員からの退会の申出のない限り、有効期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

4 取引営業所

このサービスによる投資信託取引は、当行所定の営業所において取り扱います（以下

「取引営業所」といいます。)

5 利用時間

このサービスの利用時間は、当行が定める時間内とします。

6 取扱商品

会員がこのサービスで取引できる投資信託は、当行所定のもの（以下「取扱商品」といいます。）に限ります。

7 本人確認等

(1) このサービスにおける本人確認は、次のとおり行うものとします。

① 次条のパソコンを通じての照会サービスにあつては、第9条第2項に定めるところにより、お客さま番号及びログインパスワードの一致の確認によって行います。

② 次条の電話機を通じての照会サービスにあつては、第9条第5項に定めるところにより、照会サービス用暗証（会員が当行に届け出た照会サービス用暗証をいいます。以下同じとします。）及び投資信託口座の記号番号の一致の確認によって行います。

③ 第10条の投資信託取引にあつては、第11条第2項に定めるところにより、お客さま番号、ログインパスワード及びダイレクトサービス用暗証の一致の確認によって行います。

(2) このサービスの利用について、ログインパスワード及びダイレクトサービス用暗証を当行所定の回数を超えて誤入力した場合、当行はパソコンを通じたこのサービスの利用を停止します。パソコンを通じたこのサービスの利用を再開しようとするときは、当行所定の方法により請求してください。

(3) このサービスで使用するお客さま番号、ログインパスワード及びダイレクトサービス用暗証についてはゆうちょダイレクトで使用するお客さま番号、ログインパスワード及びダイレクトサービス用暗証と同一のものとし、ログインパスワード及びダイレクトサービス用暗証の変更等についてはゆうちょダイレクト規定第6条（暗証、ログインパスワード、合言葉並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号及びワンタイムパスワード等の管理等）及び第7条（本人確認）の定めるところによります。

(4) このサービスで使用する照会サービス用暗証は、他人に知られないように管理してください。照会サービス用暗証については、生年月日、電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定は避け、不定期的又は一定期間毎に変更するようにしてください。また、このサービスで使用する照会サービス用暗証を変更しようとするとき又は失念したときは、当行所定の届書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、取引営業所に郵送することにより提出してください。

8 照会サービス

パソコン又は電話機を通じての照会サービスは、次の照会を行う場合に利用することができるものとします。

- ① 投資信託口座の現在高、当行所定の期間における取扱内容
- ② このサービスを利用して行った投資信託取引の申込みの状況
- ③ 投資信託自動積立契約（投資信託自動積立規定第1条（規定の適用範囲）に定める投資信託自動積立契約をいいます。以下同じとします。）の内容
- ④ 第12条に定めるキャッシュバックする金額

9 照会サービスの受付

- (1) 前条のパソコンを通じての照会をする場合には、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコンの画面の操作手順に従い、必要事項を入力し、送信してください。
- (2) 前項において当行で受信したお客さま番号及びログインパスワードが、当行が指定したお客さま番号及び届出のログインパスワードと一致した場合には、当行は送信者を会員本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。
- (3) 第1項において既に応答した内容について、会員からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、会員に通知することなく変更することがあります。当行は変更のために生じた損害については、責任を負いません。
- (4) 前条の電話機を通じての照会をする場合には、当行所定の電話番号に架電し、音声のガイダンスに基づいて、所定の内容を電話機のボタンによる操作にて伝達してください。
- (5) 前項において当行で受電した照会サービス用暗証及び投資信託口座の記号番号が、届出の照会サービス用暗証及び当行が指定した投資信託口座の記号番号と一致した場合には、当行は架電した者を会員本人とみなし、受電内容を正当なものとして取り扱います。

10 投資信託取引

- (1) 投資信託取引は、会員の請求に基づき、取扱商品に係る購入の申込み、解約の申込み、買取りの申込み、スイッチングの申込み、投資信託自動積立契約の申込み、投資信託自動積立契約の変更の申込み、投資信託自動積立契約の解約の申込み及び収益分配金の受取方法の変更の申込みを行うことができる取扱いです。
- (2) 前項に係るスイッチングについては、当行所定の商品に限り行うことができます。

11 投資信託取引の受付

- (1) 前条第1項に定める申込みをする場合は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコンの画面の操作手順に従って必要事項を入力した上、当行に送信してください。
- (2) 当行で受信したお客さま番号、ログインパスワード及びダイレクトサービス用暗証

が、当行が指定したお客さま番号並びに届出のログインパスワード及びダイレクトサービス用暗証と一致した場合には、当行は送信者を会員本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。

- (3) 前項において会員は、当行がパソコンの画面に表示する当該会員からの申込みの内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により投資信託取引の申込みに係る請求電文を当行に送信してください。
- (4) 前条第1項に定める申込みは、当行所定の時限までに限り、パソコンの画面の操作手順に従って必要事項を入力することによりその取消しができるものとします。
- (5) 会員は、投資信託取引に係る取扱商品の投資信託約款及び最新の目論見書並びにこの規定の内容を十分に理解し、自らの判断と責任において投資信託取引に係る請求をしてください。

12 特典

- (1) 当行は、次条に定める会費をお支払いいただいた会員に対して、次の各号によりキャッシュバックを行います。
 - ① キャッシュバックの対象は、このサービスにより購入された取扱商品のうち当行所定のものに限ります。
 - ② キャッシュバックする金額は、前号の投資信託ごとに毎月最終日（当該最終日が会費をお支払いいただく会員であった期間内に属する場合に限ります。）における保有口数に1口当たりの基準価額を乗じて得た金額（次項において「保有残高」といいます。）に対して一定割合を乗じて得た金額の合計額とします。ただし、当該合計額が当行所定の上限額を超える場合はその上限額とします。
 - ③ 前号により算出されたキャッシュバックする金額は、当行所定の日に決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）に入金します（退会時においてキャッシュバックを行っていない金額がある場合も同じとします。）。
- (2) 前項において、保有残高によってはキャッシュバックする金額の総額がお支払いいただいた会費よりも下回ることがあります。
- (3) 第1項のキャッシュバックの詳細及びこのサービスにより提供する第1項以外の特典（当行の提携先が提供する特典を含みます。）の内容は、当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表します。
- (4) 氏名、住所その他の届出事項に変更があったにもかかわらず、必要な変更手続きが行われていない場合には、一部の特典が受けられないことがあります。
- (5) 当行の都合により、事前の通知なく特典を変更することがあります。
- (6) 第2項、第4項及び前項において会員又は第三者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13 会費

- (1) 前条第1項に定める特典を受けようとする会員は当行所定の会費を支払うものとします。会費は、会員資格の有効期間満了日の1か月前までに会員からの退会又は会費をお支払いいただかない会員への変更の申出のない限り、通帳及び払戻請求書の提出なしに、毎年の当行所定の日に決済口座から自動的に引き落とします。
- (2) 会費の引き落としが、残高の不足等により毎年の当行所定の日にできなかった場合は、当行は翌月の当行所定の日に会費の引き落としを行うものとします。
- (3) 前項において、当該翌月の当行所定の日に会費の引き落としができない場合は、当行は当該未払いに係る会員資格の有効期間の初日から会費をお支払いいただかない会員として取り扱います。
- (4) 一旦支払われた会費については、このサービスの退会その他事由のいかんを問わず返却しないものとします。
- (5) 当行は会費を変更することができるものとし、その場合は事前に当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することとします。

14 電子交付

- (1) このサービスを利用している投資信託口座等については、次項に定める書類（以下「対象書類」といいます。）を紙媒体に代えて電磁的に交付（以下「電子交付」といいます。）します。
- (2) 電子交付の対象書類は、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書類及び当行が交付するその他の通知書類等のうち、当行所定の書類とします。

なお、当行は対象書類を任意に追加又は削除できるものとし、その場合は事前に当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することとします。
- (3) 電子交付の方法は、対象書類の記載事項をPDF形式のファイルに記録して、会員のパソコンの画面上に表示します。また、対象書類は会員のプリンター等で印刷し、会員のパソコン上にPDF形式のファイルを保存することも可能です。

なお、対象書類を閲覧するためには、会員が使用するパソコンにおいてPDF閲覧ソフトが必要になります。
- (4) 対象書類のうち、次の各号の場合を除き、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書類については、当該書類が閲覧可能となった日から5年間閲覧することができるものとし、当行が交付するその他の書類については、当行所定の期間において閲覧することができるものとします。
 - ① 当行が当該書類を電子交付に代えて、紙媒体により交付した場合
 - ② 当行が会員の承諾を得たうえで、他の電磁的方法等（電子メールを利用する方法、当行所定のホームページからダウンロードする方法等、本条で定める電子交付の方法以外によるもの）により交付した場合
- (5) 次の各号のいずれかに該当する場合には、電子交付を終了し、対象書類は紙媒体へ切り替えて交付します。
 - ① 会員がこのサービスを退会した場合

- ② 当行が電子交付の利用を停止することが適当であると判断した場合
- ③ 当行の都合によりこのサービスを終了した場合
- (6) 前項の場合、会員から電子交付を行った記載事項の消去の申込みがあったものとし、当行所定の方法により、消去するものとします。
- (7) 関係法令に照らし合理的な事由に基づき、当行が必要と認めた場合には、電子交付の利用期間中であっても電子交付ではなく、紙媒体により交付する場合があります。
- (8) 当行は、会員にあらかじめ通知することなく、法令等に反しない範囲で電子交付の方法等を変更することがあります。
- (9) 当行は、システムメンテナンス等のために、電子交付の全部又は一部を停止することがあります。
- (10) 次の事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 第2項の規定により対象書類を追加又は削除した場合
 - ② 第5項の規定により電子交付を終了した場合
 - ③ 第6項の規定により電子交付を行った記載事項を消去した場合
 - ④ 第8項の規定により電子交付の方法等を変更した場合
 - ⑤ 前項に定めるシステムメンテナンス等により電子交付が一時的に利用できなくなった場合
 - ⑥ 当行に重大な過失がある場合を除き、何らかの理由により電子交付の提供が著しく困難となり、紙媒体により交付した場合

15 電子メールアドレスの登録等

- (1) 当行は、当行からの重要なお知らせの内容、第22条に定める販売促進用資料等の内容又は前条に定める電子交付を行った場合はその旨を、会員の指定する電子メールアドレスあてに通知しますので、当行所定の方法により電子メールアドレスを登録してください。
- (2) 前項の電子メールアドレスの登録に当たっては、当行所定の方法によりインターネットを経由して登録してください。

なお、登録された電子メールアドレスを変更しようとするときは、当行所定のホームページ上のメールアドレス変更画面にて、変更後の電子メールアドレスを登録することができます。
- (3) 会員は登録した電子メールアドレスが利用できなくなった場合、その事実を知った時点で直ちに新たな電子メールアドレスを登録してください。
- (4) 前2項に基づいて登録された電子メールアドレスは、会員自身の責任において厳重に管理するものとします。

16 退会

- (1) 会員は、いつでもこのサービスを退会できるものとし、退会する場合は、当行所定の届書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、取引営業所に郵送するこ

とにより提出してください。この場合、当行所定の退会手続を完了した日から有効となります。ただし、有効期間満了日の1か月前までに会員からの退会の申出のない限り、会員資格の有効期間は有効期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行は退会の申出があったものとして、退会に必要な手続を行うことができるものとします。

- ① 会員が第2条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。
- ② 会員が第14条に定める電子交付による記載事項の閲覧ができない状況であると当行が判断したとき。
- ③ 氏名、住所その他の届出事項の変更を怠ったこと等により、当行において会員の所在が不明となったとき。
- ④ 会員について相続の開始があったとき。
- ⑤ 会員がこの規定及びその他当行が定める規定に違反したとき。
- ⑥ 会員からの申込内容に虚偽があるとき。
- ⑦ その他当行が会員として適切でないと判断したとき。

(3) 前2項の場合、退会と同時に投資信託口座等を廃止する場合を除き、当行所定の方法により第4条に定める取引営業所以外の取引営業所等に変更してください。

(4) 第1項及び第2項により退会する場合、このサービスのみで取引できる取扱商品はすべて解約できるものとします。

(5) 第1項及び第2項により退会する場合、退会時までこのサービスにより購入した取扱商品は、後に再入会した場合であっても、すべてこのサービスによらないものとして取り扱われることとなります。

(6) 第2項、第4項及び前項において会員又は第三者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

17 届出事項の変更

(1) このサービスに係る届出事項の変更をしようとするときは、当行所定の届書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、取引営業所に郵送することにより提出してください。ただし、会費をお支払いいただいた会員による当行所定の会員種別の変更は、会員資格の有効期間満了日の1か月前の日以降有効期間満了日までの間に当行所定の変更手続が完了した場合に限り、変更できるものとします。

(2) 届出事項の変更は、当行所定の手続が完了した日から有効となります。ただし、前項の会員種別の変更は、有効期間満了日の翌日から有効となります。

18 免責事項

(1) 通信機械、回線、コンピュータ等の障害又は電話の不通により、このサービスの取扱いが遅延若しくは不能となった場合又はこのサービスに関して当行から送信した情報が表示遅延若しくは表示不能となった場合があってもそれにより生じた損害に

については、当行は責任を負いません。システム障害等が発生した場合は、利用時間中であっても会員に予告なく、このサービスの提供を一時停止することがあります。

- (2) 当行がこの規定による本人確認方法により本人からの請求としてこのサービスの取扱いを受け付けたときは、照会サービス用暗証、お客さま番号、ログインパスワード、ダイレクトサービス用暗証又は投資信託口座の記号番号に不正使用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 公衆電話回線、専用電話回線等又はインターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより電話番号、照会サービス用暗証、お客さま番号、ログインパスワード、ダイレクトサービス用暗証又は投資信託口座の記号番号が漏洩した場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 前3項において当行の責に帰すべき事由がある場合があっても特別損害については、当行は責任を負いません。ただし、当行に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- (5) このサービスに関する手続に使用された書類の印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえば、それらの書類につき偽造、変造、盗用又は不正使用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 災害、事変等当行の責に帰すことのできない事由又は裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、このサービスの取扱いが遅延又は不能となった場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

19 このサービスに関する通知及び告知方法等

- (1) 当行から会員に対するこのサービスに関する通知及び告知は、電子メールの送信、当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法により行います。
- (2) 当行は、会員が登録した電子メールアドレスに電子メールを送信しましたうえば、通信事情などの理由により延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 会員が登録した電子メールアドレスが、当行の責による場合を除き、会員以外の者のアドレスになっていたとしてもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

20 取扱履歴の保管

当行は、会員がこのサービスを利用して行ったすべての取扱履歴を記録し、電磁的記録等により、相当期間保管します。このサービスに係る取扱内容について疑義が生じた場合には、このサービスについての当行における電磁的記録等の取扱内容を正当なものとして取り扱います。

21 会員情報の取扱い

- (1) このサービスの利用に関し、当行は会員の情報（氏名、生年月日、現住所及び電話番号等の会員属性に係る情報（申込み後に会員から通知を受ける等により、当行が知り得た情報を含みます。）をいいます。次項において「会員情報」といいます。）をこのサービスの提供に必要な範囲に限り、代理人又は当行の提携先に処理させることができるものとします。
- (2) 当行は、法令又は官公庁の要請により会員情報の提出を求められた場合には、会員の承諾を得ることなく応じることができるものとします。

22 販売促進用資料等の送付等

当行及びその代理人は、このサービスの利用及びその他当行の金融商品・サービスに関する各種お知らせを目的として、会員に対して、このサービスの利用に関するパンフレットその他の販売促進用資料及びその他当行の金融商品・サービスに関する資料を送付又は送信等の伝達手段により提供することができるものとします。ただし、これらの送付等について、希望しない会員から中止するよう申出があった場合、当行は直ちに当該目的での送付等を中止します。

23 規定の適用

このサービスには、この規定のほか、「投資信託総合取引規定」及び「ゆうちょダイレクト規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

24 規定の改定等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。また、サービスの変更のために、一時利用停止させていただくことがあります。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

- 1 この規定は、平成 25 年 5 月 7 日から適用します。
- 2 第 10 条第 1 項に規定する収益分配金の受取方法の変更は、平成 25 年 5 月 2 日以前の購入の申込み時に投資信託総合取引規定第 14 条（収益分配金及び償還金）第 1 項の受取方法を設定している場合には、行うことはできません。